

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和

六年

七月

一日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
栄医 二三〇九七	安部 こころ	令和 六・五・九
栄医 二三〇九八	天野 伯良	令和 六・五・九
栄医 二三〇九九	磯野 駿	令和 六・五・九
栄医 二三一〇〇	伊藤 舜	令和 六・五・九
栄医 二三一〇一	大垣 韶	令和 六・五・九
栄医 二三一〇二	大林 曜朋	令和 六・五・九
栄医 二三一〇三	大湊 一輝	令和 六・五・九
栄医 二三一〇四	岡村 泰斗	令和 六・五・九
栄医 二三一〇五	勝又 里佳	令和 六・五・九
栄医 二三一〇六	加藤 澄平	令和 六・五・九
栄医 二三一〇七	金森 亮佑	令和 六・五・九
栄医 二三一〇八	川村 裕資	令和 六・五・九
栄医 二三一〇九	久保 匠	令和 六・五・九
栄医 二三一〇九	坂入 育音	令和 六・五・九
栄医 二三一一〇	車田 英紀	令和 六・五・九
栄医 二三一一一	佐藤 克洋	令和 六・五・九
栄医 二三一一二	佐藤 慧音	令和 六・五・九
栄医 二三一一三	佐藤 仁美	令和 六・五・九
栄医 二三一一四	佐藤 寛輝	令和 六・五・九
栄医 二三一一五	佐藤 優香	令和 六・五・九
塩井 瑞貴		令和 六・五・九
栄医 二三一一六		令和 六・五・九

登録の記号番号	氏	名	登録年月日
柄医 二三一四二	村津 進太郎		令和 六・五・十
柄医 二三一四五	成島 韶子		令和 六・五・十
柄医 二三一四四	橋本 康平		令和 六・五・十
柄医 二三一四五	白須 健詩		令和 六・五・十三
柄医 二三一四六	細谷 幸生		令和 六・五・十三
柄医 二三一四七	松川 亮太		令和 六・五・十三
柄医 二三一四八	角田 瞻太		令和 六・五・十三
柄医 二三一四九	千田 徹		令和 六・五・十三
柄医 二三一五〇	岩瀬 修平		令和 六・五・十三
柄医 二三一五一	津田 恵汰		令和 六・五・十三
柄医 二三一五二	三木 勝弘		令和 六・五・十三
柄医 二三一五三	橋本 千裕		令和 六・五・十三
柄医 二三一五四	片桐 風汀		令和 六・五・十三
柄医 二三一五五			令和 六・五・十三
柄医 二三一五六	岡田 峻		令和 六・五・十三
柄医 二三一五七	小菅 玲奈		令和 六・五・十三
柄医 二三一五八	フリーマン 里奈ミッショエル		令和 六・五・十三
柄医 二三一五九	東原 光一郎		令和 六・五・十三
柄医 二三一六〇	川戸 寿亮		令和 六・五・十三
柄医 二三一七八	岡本 広平		令和 六・五・十三
柄医 二三一七九	西口 龍之介		令和 六・五・十三
柄医 二三一八〇	西山 晃太郎		令和 六・五・三十
柄医 二三一八一	早瀬 雄大		令和 六・五・三十
柄医 二三一八二	三村 久映		令和 六・五・三十一
柄医 二三一八三	山崎 有沙		令和 六・五・三十一

登録の記号番号	氏	名	登録年月日
柄医 二三一八四	新井 大氣		令和 六・五・三十一
柄医 二三一八五	伊藤 新		令和 六・五・三十一
柄医 二三一八六	新井 隆太		令和 六・五・三十一
柄医 二三一八七	伊藤 仁紀		令和 六・五・三十一
柄医 二三一八八	岩井 雅岳		令和 六・五・三十一
柄医 二三一八九	稻葉 正昭		令和 六・五・三十一
柄医 二三一九〇	遠藤 貴司		令和 六・五・三十一
柄医 二三一九一	大久保 智真		令和 六・五・三十一
柄医 二三一九二	大谷 彩花		令和 六・五・三十一
柄医 二三一九三	大山 峻太郎		令和 六・五・三十一
柄医 二三一九四	岡 夏輝		令和 六・五・三十一
柄医 二三一九五	岡 千恵		令和 六・五・三十一
柄医 二三一九六	奥川 敬裕		令和 六・五・三十一
柄医 二三一九七	片岸 直樹		令和 六・五・三十一
柄医 二三一九八	川島 稔太		令和 六・五・三十一
柄医 二三一九九	菅野 達也		令和 六・五・三十一
柄医 二三二〇〇	川田 くるみ		令和 六・五・三十一
柄医 二三二〇一	菅野 琳子		令和 六・五・三十一
柄医 二三二〇二	菊川 爽希		令和 六・五・三十一
柄医 二三二〇三	菊地 輝真		令和 六・五・三十一
柄医 二三二〇四	木村 文音		令和 六・五・三十一
柄医 二三二〇五	九鬼 朝美		令和 六・五・三十一
柄医 二三二〇六	胡 蓉		令和 六・五・三十一
柄医 二三二〇七	光山 千智		令和 六・五・三十一
柄医 二三二〇八	小櫃 有紀彦		令和 六・五・三十一

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和

六年

七月

日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号・番号	氏名	登録年月日
歯齒 三七三五	岩崎 美奈	令和 六・五・九
歯齒 三七三六	滝口 智太郎	令和 六・五・九
歯齒 三七三七	辻本 光里	令和 六・五・九
歯齒 三七三八	長瀬 陽祐	令和 六・五・九
歯齒 三七三九	向井 裕真	令和 六・五・九
歯齒 三七四〇	長島 翼	令和 六・五・九
歯齒 三七四一	中野 広菜	令和 六・五・九
歯齒 三七四二	松田 深山	令和 六・五・三十一

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和

六年

七月一日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
栃葉 七六三七	木村 理咲子	令和 六・五・十三
栃葉 七六三八	鈴木 彩加	令和 六・五・十三
栃葉 七六三九	石塚 充	令和 六・五・十三
栃葉 七六四〇	梅沢 悠以	令和 六・五・十三
栃葉 七六四一	黒岩 レイナ	令和 六・五・十四
栃葉 七六四二	山崎 広太	令和 六・五・十五
栃葉 七六四三	篠江 利奈	令和 六・五・十六
栃葉 七六四四	矢崎 渉	令和 六・五・十六
栃葉 七六四五	藤田 孝平	令和 六・五・十六
栃葉 七六四五	倉重 香乃	令和 六・五・十六
栃葉 七六四六	菅野 真生	令和 六・五・十六
栃葉 七六四七	越川 萌依理	令和 六・五・十七
栃葉 七六四八	小山 蒼生	令和 六・五・十七
栃葉 七六四九	菅野 雄貴	令和 六・五・二十二
栃葉 七六五〇	美濃口 瑞稀	令和 六・五・二十二
栃葉 七六五一	小西 紗菜	令和 六・五・二十三
栃葉 七六五二	粟田口 遥花	令和 六・五・二十三
栃葉 七六五三	野口 奈桜	令和 六・五・二十三
栃葉 七六五四	中村 美月	令和 六・五・二十三
栃葉 七六五五	西野 暖人	令和 六・五・二十三

登録の記号番号	氏	名	登録年月日
柄薬 七六五七	今閔 慶経		令和 六・五・二十三
柄薬 七六五八	内山 あゆみ		令和 六・五・二十四
柄薬 七六五九	前田 悠翔		令和 六・五・二十四
柄薬 七六六〇	進士 彩子		令和 六・五・二十四
柄薬 七六六一	宇野 りさ子		令和 六・五・二十四
柄薬 七六六二	大塚 里彩		令和 六・五・二十七
柄薬 七六六三	松山 優香		令和 六・五・二十八
柄薬 七六六四	北村 英里佳		令和 六・五・二十九
柄薬 七六六五	加藤 佑典		令和 六・五・二十九
柄薬 七六六六	番場 万由子		令和 六・五・二十九
柄薬 七六六七	吉松 洋佑		令和 六・五・二十九
柄薬 七六六八	小島 萌葉		令和 六・五・二十九
柄薬 七六六九	佐野 ひめか		令和 六・五・二十九
柄薬 七六七四	熊谷 望海		令和 六・五・二十九
柄薬 七六七五	犬塚 莉子		令和 六・五・二十九
柄薬 七六七六	肥塚 渉矢		令和 六・五・二十一
柄薬 七六七七	三田 知世		令和 六・五・二十一